

## 大動脈内バルーンポンプ装置（データスコープ社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における大動脈内バルーンポンプ装置（データスコープ社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり必要な事項を定める。

### 記

#### 1 対象機器

- ・大動脈内バルーンポンプ CARDIOSAVE（シリアル番号：CA252440I4）
- ・大動脈内バルーンポンプ CARDIOSAVE（シリアル番号：CB349118C2）

#### 2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院  
3階血管造影室・MEセンター

#### 3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 4 契約条件

##### (1) 業務の内容

- ア 定期交換部品の交換作業を含む定期点検の実施（出張交通費を含む）
- イ 緊急故障発生時の修理対応

##### (2) 実施要領

- ア 受注者は、点検実施予定表を令和5年7月末日までに発注者の事務局財務担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、双方協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局財務担当へ報告すること。
- イ 受注者は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
- ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
- エ 受注者は、保守点検終了後速やかに、受注者の所定の様式により実施結果の報告書を発注者の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局財務担当へ提出すること。
- オ 受注者は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは24時間かつ年中無休にて、速やかに（原則として当日中）出張したうえで、点検、調整、

修理等を行うこと。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等、発注者の業務に支障をきたす場合は、受注者は無償で代替器を提供すること。

キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 定期保守点検にかかる費用及び交換部品を含む費用。ただし、以下の消耗品、部品は除く。

- ・ヘリウムボンベ
- ・プリンター用紙
- ・血圧、E C Gケーブル
- ・付属ドップラーの修理部品

イ セーフティディスク、バッテリー及びポンプメンテナンスキットの定期交換

(4) 委託料の支払

発注者は、契約期間終了後、受注者の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。